

## 京信コミュニティークーポン 加盟店同意事項

### 1. 営業許可等

- (1) 必要な営業許可等を取得して営業を行っています。
- (2) 飲食を伴う営業を行う場合、各自治体より感染症対策に係る認証を受け、その認証状等を店頭に掲示しています。また、飲食を伴う営業を行う場合に限らず、業種別に定められている感染症対策ガイドラインを遵守しています。

### 2. 禁止される営業

- (1) 各種法令・条例等に違反する営業を行っていません。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第二条に規定する営業を行っていません。
- (3) 政治団体もしくはこれに類する営業を行っていません。
- (4) その他、公序良俗に反する営業を行っていません。

### 3. クーポンの提供と運用

- (1) クーポン内容・利用条件等に関し、景品表示法その他の法令を遵守します。
- (2) 加盟店として登録されている限り、クーポンの提供を継続します。
- (3) クーポン内容を変更する場合は、事前に事務局に申し出ます。
- (4) 顧客が利用を申し出たクーポンについて、クーポン毎に定めた利用条件を満たす限り、その利用を承諾します。

### 4. 事務局対応

- (1) 加盟店であることおよび営業内容等に関し、事務局が WEB サイト、SNS 等の媒体で情報配信を行うにあたっては、その媒体の種類や配信内容について、事務局に一任します。
- (2) 事務局より資料や写真等の提出を求められた場合、これに応じます。
- (3) 事務局よりクーポンの利用状況について照会があった場合、これに応じます。

### 5. 登録情報の変更および脱退

- (1) 加盟店に関する登録情報（クーポンの内容、法人名、代表者氏名、店舗名、所在地、電話番号、電子メールアドレス、営業時間、営業の停止・廃業等）に変更が生じた場合は、ただちに事務局へ申し出ます。
- (2) 加盟店からの脱退を希望する場合は、所定の書面により事務局へ申し出ます。

## 6. トラブルに関する免責事項

- (1) 店頭で発生したトラブルについて、事務局からの情報配信が来店のも動機となったことや、クーポン利用の有無に関わらず、事務局には一切の責任を問いません。

## 7. 反社会的勢力ではないことの表明

- (1) 以下のいずれにも該当せず、将来にわたり該当しないことを表明します。
- ①暴力団（暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業を含む）
  - ②総会屋等社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ③その他前各号に準ずる者
- (2) 自らまたは第三者を利用して、以下に該当する行為を行わないことを表明します。
- ①暴力的な要求行為、または法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ②取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ③風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損または業務を妨害する行為
  - ④その他前各号に準ずる行為

## 8. 加盟店登録の取消

- (1) 本同意書の同意内容ないし誓約内容に違反や虚偽があった場合、事務局の判断において加盟店登録が取り消されることに同意します。

2022年10月3日 制定